

＜オープンデータ公開・運用基準＞

令和2年12月2日

小牧市オープンデータ推進に関する基本方針に基づき、小牧市オープンデータの公開・運用に関する基準を定めます。

1. オープンデータの公開手続

(1) オープンデータとしての公開方法

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示により二次利用の際のルールを示すものとします。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC BY」を選択し、CC BY以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示します。

なおデータの公開は、原則としてそのデータを保有・管理する所属が行います。

(2) データ公開先

データ公開先は市公式ホームページとする。

また、あいち電子自治体推進協議会のオープンデータカタログサイト (<http://www.e-aichi.jp/opendata.html>) にリンクを掲載する。

(3) 免責事項の明示について

本市はデータの正確性の確保に努めますが、その正確性を保証するものではありません。公開されたデータを使用したことにより生じた損害について、本市はいかなる責任も負わない旨を記載した「小牧市オープンデータ利用規約」をオープンデータ公開場所に掲示します。

また、利用者はデータの取得をもって利用規約に同意したと見なす旨を明示します。

2. オープンデータとして扱う情報と公開時の考え方

本市が保有する情報公開可能なデータから速やかにオープンデータ化（二次利用可能なルールで公開）を進めるものとするが、その判断にあたっては以下の考え方を参考にします。

(1) 著作権の帰属者が複数人存在する情報

全ての権利帰属者から同意が得られた場合は全ての情報を、そうでない場合は著作権が市に帰属する部分のみとし、分離できる場合は当該部分をオープンデータ化します。

(2) 市以外の個人・法人・団体等から得た情報

オープンデータとして公開できるよう、情報提供者と可能な限り合意を得るよう努めるものとします。なお委託業務により作成される情報においては、受託者が著作権者人格権を行使しないよう契約を結ぶこととします。

契約例文:「受注者は納品物について著作権者人格権の行使を行わないとともに、原則として改変等の二次利用を認めるものとする」

(3) 過去の情報

将来的に変更が見込まれるデータであっても、作成日等を明示しデータの経時変化を追えるようにすることで新たな活用の可能性を生み出すものと考え、データの作成日または有効期限日を明示したうえでオープンデータ化します。

(4) 最新性を担保できない情報

可能な限りデータの最新性を保つように努めつつ、最新性を担保できないことを明示したうえでオープンデータ化します。

3. オープンデータの運用

オープンデータ公開基盤の管理者は、本市が保有する情報のオープンデータとしての運用を適切に行うために、次のとおり管理を行うものとします。

(1) 基盤の保守・管理について

- ① 基盤が停止することのないよう、サーバ、ネットワークの保守、管理を行うものとします。
- ② メンテナンス作業等で基盤の運用が一時的に停止する場合には、本市ウェブサイトのトップページで予め周知を行うものとします。

(2) 基盤上のデータ管理について

定期的にデータの更新日を調査し、常にデータの最新性を保つよう努めるものとします。

4.見直し

行政改革課は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本基準を見直すものとします。

用語解説

(1) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の適正な再利用の促進を目的として、国際的非営利団体クリエイティブ・コモンズが定めた一連のライセンス（許可証）。特定のマークの表示により、作品やデータの著作権を保持したまま「一定の条件を守れば作品・データを自由に利用して良い」という意思表示をすることができます。（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>）



←「CC BY」ライセンス：原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）の表示を条件に二次利用を許可します。

(2) 著作者人格権

公表権（著作物を公衆に提示するための権利）、氏名表示権（著作者名の表示可否および表示名を決定できる権利）、同一性保持権（意に反した著作物の改変を禁止する権利）、名誉声望保持権（意に反した著作物の利用を禁止する権利）によって規定される権利で、日本の著作権法では他人への譲渡が認められていません。